

大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する地域住民の共同活動に要する経費に対し、予算の範囲内において交付金を交付し、もって農業の有する多面的機能を維持し、及びその発揮の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）及び世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付要綱（平成27年4月1日付滋地資第67号滋賀県農政水産部長通知）で使用する用語の例による。

(交付対象者)

第3条 この要綱による大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金（以下「交付金」という。）の交付の対象となる者は、活動組織及び広域活動組織とする。

(交付対象事業等)

第4条 交付金の交付の対象となる事業、交付金の額等は、別表のとおりとする。

(交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、所定の様式による活動計画書及び収支予算書を添付しなければならない。

(決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市世代をつなぐ農村まると保全向上対策交付金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市世代をつなぐ農村まると保全向上対策交付金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市世代をつなぐ農村まると保全向上対策交付金交付事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市世代をつなぐ農村まると保全向上対策交付金交付事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更活動計画書（変更の場合に限る。）
- (2) 変更収支予算書（変更の場合に限る。）
- (3) 変更又は中止（廃止）の理由書

（承認通知書等）

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市世代をつなぐ農村まると保全向上対策交付金交付事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市世代をつなぐ農村まると保全向上対策交付金交付事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は大津市世代をつなぐ農村まると保全向上対策交付金交付事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは大津市世代をつなぐ農村まると保全向上対策交付金交付事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（状況報告）

第10条 規則第7条第1項の規定により交付金の交付の決定を受けた者は、当該決定に係る年度の6月、9月及び12月の末日現在における当該決定を受けた事業の遂行状況について、それぞれ翌月の15日までに、大津市世代をつなぐ農村まると保全向上対策交付金交付事業遂行状況報告書（様式第12号）により市長に報告しなければならない。

（実績報告書）

第11条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市世代をつなぐ農村まると保全向上対策交付金交付事業実績報告書（様式第13号）

とする。

- 2 前項の実績報告書には、所定の様式による事業実施状況報告書及び収支精算書を添付しなければならない。

(確定通知書)

第12条 規則第15条の規定による通知は、大津市世代をつなぐ農村まると保全向上対策交付金確定通知書(様式第14号)により行うものとする。

(一括又は分割による事前交付)

第12条の2 規則第17条ただし書の規定による一括による事前交付は、交付年度の1月以後に交付の請求があった場合に限り行うものとする。

- 2 規則第17条ただし書の規定による分割による事前交付を行う場合は、1回目は交付決定額のおおむね7割に相当する額を交付するものとし、2回目はその残額を交付するものとする。

(交付請求書)

第13条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市世代をつなぐ農村まると保全向上対策交付金交付請求書(様式第15号)とする。

(一括又は分割による交付請求書)

第14条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市世代をつなぐ農村まると保全向上対策交付金請求書(様式第16号)とする。

(取消通知書)

第15条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市世代をつなぐ農村まると保全向上対策交付金交付決定取消通知書(様式第17号)により行うものとする。

(返還通知書)

第16条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市世代をつなぐ農村まると保全向上対策交付金返還通知書(様式第18号)により行うものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、国の多面的機能支払交付金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第4条関係）

事業	区分	対象経費	交付額（円）	
1 農地維持支払 交付金		農地維持活動に要 する経費	田	10aにつき2,200円
			畑	10aにつき1,500円
			草地	10aにつき180円
2 資源向上支払 交付金（共同）	標準型	資源向上活動（共 同）に要する経費	田	10aにつき1,300円
			畑	10aにつき800円
			草地	10aにつき120円
	環境保全型		田	10aにつき1,800円
			畑	10aにつき1,080円
			草地	10aにつき180円
3 資源向上支払 交付金（施設の長 寿命化など）	(1) 施設の長 寿命化	水路・農道等施設の 補修・更新に要する 工事費、調査・設計 費、事務費	田	10aにつき4,400円 以内で市長が定め る額
			畑	10aにつき2,000円 以内で市長が定め る額
			草地	10aにつき400円 以内で市長が定め る額
	(2) 地域資源 プラン策定		1組織につき500,000円	
			(3) 活動組織 の広域化・ 体制強化	1組織につき400,000円
4 資源向上支払 交付金（高度な農 地・水の保全）		高度な農地・水の保 全活動に要する経 費		交付対象面積10aにつき 500円から2,000円までの 範囲内で市長が定める額

様式第1号（第5条関係）

大津市世代をつなぐ農村まると保全向上対策交付金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所
団体名
代表者名

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市世代をつなぐ農村まると保全向上対策交付金の交付について次のとおり申請します。

交 付 年 度	年度
交付事業の目的及び内容	
経 費 所 要 額	円
交 付 申 請 金 額	円
着手予定年月日及び完了予定年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	(1) 活動計画書 (2) 収支予算書

大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

交 付 年 度	年度
交付事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 大津市補助金等交付規則及び大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付要綱の規定を遵守すること。 (2) 補助事業等の内容又は経費の変更をする場合は、大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付事業変更承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業等を中止又は廃止する場合は、大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付事業中止（廃止）承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。 (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない又は遂行が困難となった場合は、市長に報告しその指示を受けること。

(注) 交付事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により交付金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第3号（第6条関係）

大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金
交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付で申請のあった大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

交 付 年 度	年度
交付事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交付しないことと決定した理由	

様式第4号（第7条関係）

大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

交 付 年 度	年度
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第5号（第7条関係）

大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

交 付 年 度	年度
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

大津市世代をつなぐ農村まると保全向上対策交付金
交付事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所
団体名
代表者名

年 月 日付け大 第 号で交付金の交付決定のあった大津市世代をつなぐ農村まると保全向上対策交付金交付事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

交 付 年 度	年度
変 更 の 内 容	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 変更活動計画書 (2) 変更収支予算書 (3) 変更の理由書

様式第7号（第8条関係）

大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金
交付事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所
団体名
代表者名

年 月 日付け大 第 号で交付金の交付決定のあった大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

交 付 年 度	年度
中止（廃止）の年月日	年 月 日
添 付 書 類	中止（廃止）の理由書

様式第8号（第9条関係）

大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金
交付事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付金の交付の決定をした大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

交 付 年 度	年度
変更した承認内容	
承認年月日	年 月 日

様式第9号（第9条関係）

大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金
交付事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付金の交付の決定をした大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

交 付 年 度	年度
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金
交付事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付金の交付の決定をした大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

交 付 年 度	年度
変 更 の 内 容	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第11号（第9条関係）

大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金
交付事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付金の交付の決定をした大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

交 付 年 度	年度
承認しないことと決定した理由	

様式第12号（第10条関係）

大津市世代をつなぐ農村まると保全向上対策交付金
交付事業遂行状況報告書

年 月 日

（宛先）

大津市長

住 所
団 体 名
代表者名

年 月 日付け大 第 号で交付金の交付決定のあった大津市世代をつなぐ農村まると保全向上対策交付金について、大津市世代をつなぐ農村まると保全向上対策交付金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付金に係る事業の遂行状況を報告します。

記

計 画 A	出 来 高 B	進 捗 度 B/A	備 考
円	円	%	

様式第13号（第11条関係）

大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

大津市長

住所
団体名
代表者名

年 月 日付け大 第 号で交付金の交付の決定のあった大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

交 付 年 度	年度
着手年月日及び完了年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
交 付 金 の 既 交 付 金 額	円
経 費 精 算 額 (交付対象金額)	円
添 付 書 類	(1) 事業実施状況報告書 (2) 収支精算書

様式第14号（第12条関係）

大津市世代をつなぐ農村まると保全向上対策交付金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付金の交付の決定をした大津市世代をつなぐ農村まると保全向上対策交付金交付金の額を次のとおり確定したので、大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

交 付 年 度	年度
交 付 決 定 金 額	円
経 費 精 算 額 (交付対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

大津市世代をつなぐ農村まると保全向上対策交付金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

団体名

代表者名

印

年 月 日付け大 第 号で交付金の交付の確定のあった大津市世代をつなぐ農村まると保全向上対策交付金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

交 付 年 度	年度
交 付 確 定 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
振 込 金 先 融 機 関	金 融 機 関 名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号 普通 ・ 当座
	口 座 名 義
添 付 書 類	

大津市世代をつなぐ農村まると保全向上対策交付金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所
 団体名
 代表者名

㊟

年 月 日付け大 第 号で交付金の交付の決定のあった大津市世代をつなぐ農村まると保全向上対策交付金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前交付請求します。

交 付 年 度	年度	
交 付 決 定 金 額	円	
交 付 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由		
交 付 金 の 既 交 付 金 額	円	
交 付 請 求 金 額	円	
振 金 込 融 先 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通 ・ 当座
	口 座 名 義	
添 付 書 類		

大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付金の交付の決定をした大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

交 付 年 度	年度
交付決定（確定）金額	
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付金の交付の決定をした大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
交 付 決 定 金 額	円
交 付 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。